

苫前町小形風力発電（20kW未満）施設設置に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、苫前町において小形風力発電施設（20kW未満）及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「小形風力発電施設等」という。）の設置を行う事業者等に対して、事業概要を明らかにするための手順や施設の設置等にあたり遵守すべき事項を定めることにより、生活環境や自然環境等に配慮するとともに、町民相互の理解のもと円滑に再生可能エネルギーの導入を推進していくため、本ガイドラインを制定する。

2 対象となる施設

（1）対象施設

本ガイドラインは、本町において小形風力発電施設等の新設、増設、改修又は建替をする場合とする。

（2）対象地域

本ガイドラインの対象地域は、苫前町全域とする。

ただし、町民の暮らしの安全・安心及び健康被害、騒音問題、景観保全等の観点から住宅地周辺への設置は避けること。

3 設置等にあたっての基準

事業者等は、小形風力発電施設等の設置にあたっては、以下について遵守するものとする。

なお、事業者等には、施設所有者、土地所有者、機器メーカー、設計事業者、施工事業者、保守点検・維持管理を行う事業者及びコンサルタント業務等の小形風力発電施設等の設置に関連する業務に従事する事業者を含むものとする。

（1）住宅等からの距離

ア 対象となる小形風力発電施設等に最も近い住宅等との距離は、小形風力発電機器の性能等を考慮し、概ね200メートル（複数機を設置する場合は300メートル）以上かつ、本ガイドラインに定める騒音の基準値内であることとする。ただし、対象となる住宅の居住者等の了承がある場合は、この限りでない。この場合、住宅等と小形風力発電施設等の距離は、風車の破損等における周辺への影響を避けるため、地上と風車の最高点との長さの概ね5倍以上になるよう努めるものとする。

イ 住宅等との距離は、住宅等と風車におけるタワー基礎部分との水平距離をいう。

- ウ 住宅等には、学校、幼稚園等の文教施設、医療機関、保健・福祉施設等を含むものとする。
- (2) 道路からの距離
- ア 対象となる小形風力発電等に最も近い道路との距離は、地上と風車の最高点との長さの概ね1倍以上であることとする。
- イ 道路との距離は、道路と風車におけるタワー基礎部分との水平距離をいう。
- ウ 道路は、国道、道道及び町道をいう。
- (3) 騒音
- 最も近い住宅等において、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値内（昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下）とする。
- (4) 低周波音
- 最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情等に関する参考値内とする。
- (5) 電波障害
- テレビ電波等に影響が発生しないよう十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 自然環境
- 自然環境に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 景観
- ア 事業者等は、小形風力発電施設等の設置にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画するものとする。
- イ 小形風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周辺の環境と調和が図られることとする。
- ウ 事業者等は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずるものとする。
- エ 小形風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。
- (8) 光害
- 小形風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、周辺環境への影響が発生しないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(9) 災害防止

ア 災害発生時の緊急連絡体制を整備するものとする。

イ 雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずるものとする。

ウ 土砂災害計画区域及び急傾斜地等への設置は災害防止の観点から避けること。

(10) 文化財

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第1条に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財（史跡、名勝地等を含む）及び埋蔵文化財以外の文化財についても、小形風力発電施設等の設置の影響から保護するよう努めるものとする。

4 設置等にあたっての調整手順

(1) 町の窓口

事業者等は、建設課を町の窓口として、小形風力発電施設等の設置等について、町の所管課と協議するものとする。

(2) 設置等に関する事前説明

事業者等は、小形風力発電施設等の設置計画の概要について、町に対し事前に説明を行うものとする。

(3) 町内会及び近隣住民等への説明

ア 事業者等は、設置等の地域及び規模の概要を計画した時点で、関係する町内会及び近隣住民等に対して説明会を実施するものとする。

なお、説明会で出された質疑、意見、要望等には、適切に対応するものとする。

イ 事業者等は、設置等に係る進捗状況等について、関係する町内会及び近隣住民等に対して、情報を提供するとともに、関係者等への理解促進に努めるものとする。

(4) 法規制等に係る協議

事業者等は、小形風力発電施設等の設置に係る法規制等について、町の所管課及び関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

なお、想定される主な規制等は別表のとおり。

(5) 専門家等の意見聴取

町は、生活環境、自然環境及び景観等の保全の観点から、必要に応じて専門家等の意見を聴取するものとする。

5 設置等に関する届出

事業者等は、国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請を行う前までに、町に対して小形風力発電施設等の設置に関する届出書（様式第1号）

に必要な関係書類を添えて提出するものとする。なお、届出書提出後、事業の変更又は中止する場合には、小形風力発電施設等の設置変更（中止）届出書（様式第3号）を町に提出するものとする。

6 設置後の維持管理等

- (1) 事業者等は、小形風力発電施設等の設置が完了したときは、小形風力発電施設等の設置完了報告書（様式第4号）を設置完了後30日以内に町に提出するものとする。
- (2) 事業者等は、設置した小形風力発電施設等について正常な機能を維持し、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかに事故等報告書（様式第5号）を町に提出するものとする。
- (3) 事業者等は、設置後に騒音、電波等周辺環境への影響が発生したときは、原因を調査し誠意を持って対応するとともに、事故等報告書（様式第5号）を町に提出するものとする。
- (4) 事業者等は、設置した小形風力発電施設等を廃止又は譲渡するときは、小形風力発電施設等廃止（譲渡）報告書（様式第6号）を町に提出するものとする。なお、廃止をしたときは、速やかに施設を撤去するものとする。

7 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

8 その他

- (1) 事業者等は、小形風力発電施設等の設置について、住民等から苦情等の申し入れがあったときは、その内容を町へ報告するとともに、誠意を持って対応するものとする。
- (2) 本ガイドラインに定める「住宅等までの距離」及び「道路からの距離」については、本ガイドラインの施行日以降、国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請を行う計画から適用する。
- (3) 本ガイドライン施行前に小形風力発電施設等の設置を計画している事業者等は、「5 設置等に関する届出」、既に小形風力発電施設等を設置した事業者等は、「6 設置後の維持管理等」に定める届出書の提出を求めるものとする。
- (4) 本ガイドラインを遵守しない事業者等については、事業者名、事業概要等を公表するものとする。

別表 想定される主な法規制等

番号	法令等項目	問い合わせ先
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出 ：10,000平方メートル超のもの	総合政策室
2	河川法に基づく工作物の新築等の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	二級河川：道建設管理部 準用河川：建設課
3	漁港漁場整備法に基づく漁港区域内の水域・公共空地及び甲種漁港施設の占用許可等	苫前漁港：道水産課 力屋漁港：道水産課
4	海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許可	道水産課又は建設管理部
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	道建設管理部治水課
6	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	道建設管理部治水課
7	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内の行為許可	道建設管理部治水課
8	道路法に基づく届出	国道：北海道開発局 道道：道建設管理部 町道：建設課
9	農業振興地域の整備に関する法律に基づく町の農業振興地域整備計画の変更手続	農林水産課
10	農地法に基づく農地転用許可	農業委員会
11	森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続	農林水産課
12	森林法に基づく森林の土地の所有者届出制度に基づく届出	農林水産課
13	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出	社会教育課

番号	法令等項目	問い合わせ先
14	史跡、名勝、天然記念物指定地の現状変更許可	文化庁
15	土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出 ：3,000平方メートル超のもの	道環境政策課
16	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	農林水産課
17	環境影響評価法に係る環境影響評価手続	総合政策室
18	建築基準法に基づく建築物又は工作物の建築確認申請 ：15メートルを超える風車を支持する工作物で、 20kW未満の風車は申請が必要 ：15メートル未満は申請不要	建設課
19	電波法に基づく電波障害防止区域に建設する場合の届出	北海道総合通信局
20	景観法に基づく行為の届出	道建設管理部
21	屋外広告物法に基づく届出 ：屋外広告物表示、変更、継続、除却届受理など	建設課

*掲載した関係法令等は、参考として例示したものであり、その他に該当となる法令等については、法令等を所管する行政機関等へ照会してください。

苫前町長 様

住 所（法人は所在地）
氏 名（法人は名称及び代表者氏名） 印
電話番号

小形風力発電施設等の設置に関する届出書

下記のとおり小形風力発電施設等の設置を計画したので、関係書類を添えて届出します。

事業主体			
事業実施場所			
地目・面積	■地目	■面積	
土地の権利関係	<input type="checkbox"/> 自己所有地	<input type="checkbox"/> 売買	<input type="checkbox"/> 借地（地権者： ）
事業規模	kW× 基		
工事スケジュール （予定）	（工事着工）	年 月 日	から
	（工事完了）	年 月 日	まで
発電事業予定期間	（運転開始）	年 月 日	から
	（運転終了）	年 月 日	まで
連絡先	担当者	所属	
		氏名	電話番号
関係書類	(1) 事業計画の概要（目的、事業内容、資金計画、スケジュール等） (2) 事業予定地の位置図（周辺住宅等からの距離を示すもの） (3) 主要な眺望点から景観の変化を予測した合成写真等 (4) 国への再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書の写し（予定） (5) 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書の写し及び許認可等通知の写し (6) ガイドライン「3 設置にあたっての基準」に関する該当状況（様式第2号） (7) 関係者等への事業説明に関する報告書（参考様式1）及び関係する町内会等の同意又は承諾書（参考様式2） (8) その他参考となる資料		

様式第2号

ガイドライン「3 設置等にあたっての基準」に関する該当状況

番号	項目	該当の有無	確認・相談先等
1	住宅等からの距離 ・最も近い住宅等までの距離： メートル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
2	道路からの距離 ・最も近い道路までの距離： メートル	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
3	騒音 ・騒音に係る環境基準「専ら住居の用に 供される地域」に係る基準値以内	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	
4	低周波音 ・環境省「低周波音問題対策の手引書」の 物的及び心身に係る苦情等に関する参考 値内	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	
5	電波障害 ・テレビ電波等への影響	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	
6	自然環境	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	
7	景観	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
8	光害 ・周辺環境への影響等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 確認中	
9	災害防止	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	
10	文化財 ・文化財の保護等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	

* 法規制等に係る項目は、国へ提出する「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」の写しを添付すること。

様式第5号

年 月 日

苫前町長 様

住 所（法人は所在地）
氏 名（法人は名称及び代表者氏名） 印
電話番号

事故等報告書

小形風力発電施設等の事故等について、下記のとおり報告します。

設 備 I D	識別番号 I D :		
発 生 日 時			
発 生 場 所			
事 故 等 状 況			
被 害 者	住所： 氏名：		
事 故 等 原 因			
事 故 等 対 応 者	担当者	所属	
		氏名	電話番号
事 故 等 対 応 状 況			

参考様式 1

関係者等への事業説明に関する報告書

開催日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
開催場所等	対象地区等： 会場名：
議題等	
出席者	
説明内容	
出席者からの 意見・要望等 及びそれ に対する対応等	
作成者氏名	事業者名等： 役職等： 氏名： 印
確認者氏名	町内会等名： 役職等： 氏名： 印

* 報告書は、開催場所毎に作成してください。

年 月 日

同意（承諾）書

事業者等名

様

〇〇〇町内会（団体）は、事業者〇〇〇より小形風力発電施設等の設置について説明を受けました。

説明内容を了承のうえ、当該小形風力発電施設等を設置することに同意（承諾）します。

ただし、この同意（承諾）書は、事業者〇〇〇が苫前町の小形風力発電施設等の設置に係るガイドライン等を遵守することを条件とします。

- ・ 設置予定地：
- ・ 事業者等名：
- ・ 説明開催日時：
- ・ 説明内容：
- ・ 付する条件：

町内会名等（団体）

代表者氏名

印

*記載内容は、あくまで例示したものであり、事業実施予定地域等の実情に応じた内容を記載してください。